

(受験の停止等)

第十五条の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十五条の二第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十五条の六第一項」と、第十五条の二第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十五条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第十五条の七 第九条の二第三項及び第四項、第九条の三から第九条の五まで並びに第九条の七から第九条の十七までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第九条の二第三項中「第一項」とあり、並びに第九条の四第一項、第九条の十四第一項及び第九条の十七第一号中「第九条の二第一項」とあるのは「第十五条の三第一項」と、第九条の二第三項各号及び第四項第二号、第九条の七から第九条の九まで、第九条の十二（見出しを含む）、第九条の十五、第九条の十六（見出しを含む）並びに第九条の十七第三号及び第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、第九条の二第三項中「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第十五条の三第二項の申請」と、第九条の三の見出し中「役員」とあるのは「役員等」と、同条第二項及び第九条の七中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む）」と、同項、第九条の五（見出しを含む）及び第九条の十三第二項第四号中「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第九条の三第二項中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第十五条の四」と、同項第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、読み替えるものとする。

第十六条中「その他試験」と、前条において読み替えて準用する第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に改める。

第二十七条の二を削り、第五章の二中第二十七条の三を第二十七条の二とする。

第二十八條の二を削り、第五章の二を第二十七條の二とする。

第二十八條の二 第九条の七第一項（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八條の三 第九条の十三第二項（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條中「第十三條」の下に「又は第十五条の五」を加え、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に「を削る」。

第三十二條の次に次の一条を加える。

第三十二條の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の八（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第九条の十（第十五条の七において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の十一第一項（第十五条の七において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第九条の十二（第十五条の七において準用する場合を含む。）の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三條中「前条第三号」を「第三十二條第三号」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)

第十四條 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「いう」の下に「及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く）」を採取する行為で政令で定めるもの（第二十條の二第一項において「検体採取」という）を加える。

第二十條の二第一項中「採血」の下に「及び検体採取」を加え、及び「を」並びに「に」を改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十五條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十六項」に改める。

第六十條の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第六十條の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合に於ては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第六十六條の二第一項第六号中（老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一條第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）を削り、同法第八條第二十四項を「同条第二十五項」に改める。

附則第十五條の二第一項中「第八條第二十一項」を「第八條第二十二項」に改める。

附則第十六條中「並びに第五百五十九條」を「第五百五十九條並びに附則第十三條の五の六」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十六條 老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「居宅介護サービス費」を「居宅介護サービス費若しくは」に改め、若しくはは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費」を削り、供与する事業の下に「又は同法第十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第三項中「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」を削り、供与する事業の下に「又は同法第十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第七項中「夜間対応型訪問介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える。

第十條の三第一項中「介護予防支援」の下に「生活支援等（心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二條の三において同じ。）を「行う者」の下に「及び民生委員」を加える。

同条の四第一項第一号中「夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」を「若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業」に改め、同項第二号中「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加え、介護予防通所介護又は「を、若しくは」に改め、介護予防認知症対応型通所介護」の下に「又は第一号通所事業」を加える。